

道路位置指定申請の手引き

平成28年4月

横須賀市都市部

目次

【位置指定編】

道路の位置の指定とは	1
目的	1
道路位置指定申請と関係手続きの流れ	2
道路位置指定の手続き【事前審査】	3
道路位置指定の手続き【本申請】	5
道路の位置の表示及び維持管理	9
手続き	9

【変更・廃止編】

道路の変更又は廃止の手続き	10
---------------	----

【指定基準編】

指定基準－1	15
指定基準－2	19
指定基準－3	21
指定基準－4	23
指定基準－5	24
指定基準－6	25
関係法令	28
道路位置指定等の関係書類	32

[位置指定編]

道路の位置の指定とは

建築物の敷地は、建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「法」といいます。）第42条の道路の定義に該当する『道路』に接していなければなりません。（法第43条第1項）

その道路として認められるものの一つとして、法第42条第1項第5号に「土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法によらないで築造する政令で定める基準法に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの」と規定されています。

これが法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（以下『道路位置指定』という）です。

この道路位置指定は、「土地を建築物の敷地として利用するため」という目的であり、接道のとれない土地を接道させるために道路の位置の指定を受けることです。既に接道のある土地の条件を良くする目的や、道路を築造する必要がない土地に、道路の築造を行っても指定を受けることはできません。

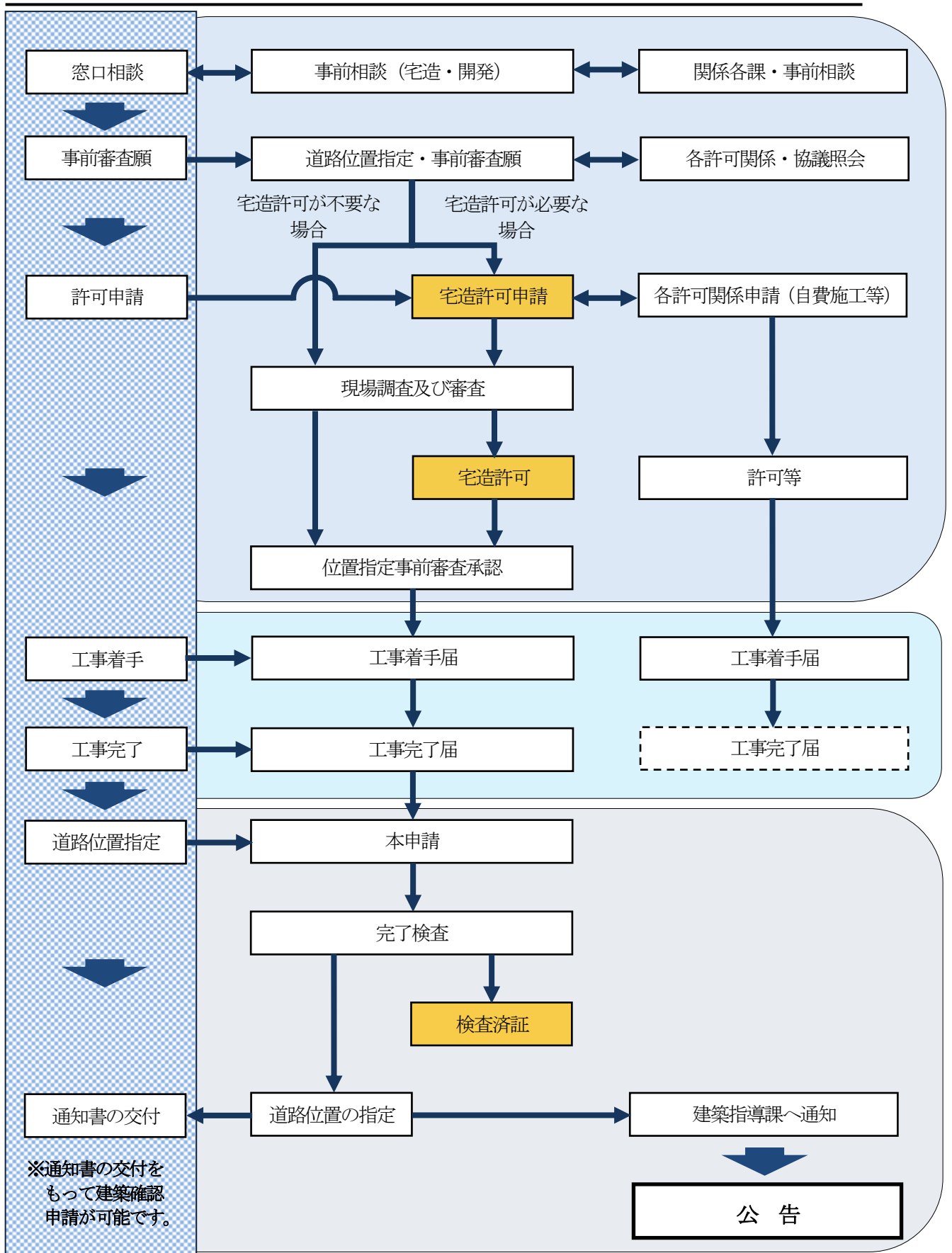
なお、この道路の位置の指定を受けて、土地利用を図れる区域の面積は、都市計画法の開発許可の対象とならない、開発許可条例第2条の2に規定する500㎡未満の土地に限られます。

また、その土地が宅地造成等規制法の規制区域で、造成を伴うときには、併せて宅地造成の許可が必要な場合があります。

目的

この手引きは、法第42条第1項第5号の規定による道路位置指定を受けるにあたっての申請図書等手続きに必要な事項及び審査基準を定め、良好な市街地の形成と道路の質的な充実を図るとともに円滑な事務処理を行なうことを目的とします。

道路位置指定申請と関係手続きの流れ



道路位置指定の手続き【事前審査】

1. 事前審査願について

横須賀市では、道路位置指定を受けようとする場合、その指定申請に先立ち「道路位置指定事前審査願」の提出が必要となります。これは、事前に計画内容、技術基準、他法令の適合性等に関する審査を行ない承認した道路形態が完成した時点で、円滑に「道路位置指定」ができるようにしたものです。

・事前審査に必要な図書は次のとおりです。

(1) 道路位置指定事前審査願（正、副）

(2) 添付図面（正・副とは別に原則として5部、【表－1】のとおり）

2. 関係各課との協議

市道、公共用水路等に関する道路位置指定の承諾については、関係各課の許認可等が必要になります。また、関係各課とは道路位置指定事前審査願申請を提出の後に協議を行って下さい。

3. 事前審査願の承認について

道路位置指定事前審査願（副本）と添付図面（1部）により申請者に通知し、承認とします。

4. その他

道路位置指定事前審査願を提出し、承認を受けてから6か月以内に、本申請が提出されなかった場合、事前審査願による承認は無効となります。ただし、工事に着手している場合は期限内に協議を行い、再申請の必要がないと認められる場合はこの限りではありません。

【表－1】

No.	名称	標準縮尺	記載事項	備考
1	案内図	1/2500 程度	I 方位 II 道路の位置 III 目標となる地物	市販のもの又は住宅地図程度のもの
2	現況平面図	1/200 以上	I 方位 II 計画区域（道路と宅地部分）の境界 III 等高線（1m以下の標高差を示すもの） IV 指定を受けようとする道路の位置 V 既存道路の位置、幅員、種別 VI 既存給排水施設の位置、形状 VII 指定を受けようとする道路に接する既存建築物の位置及び最高高さ	実測に基づくもの

3	公図	1/500 (1/600)	I 方位 II 道路計画地の境界線 III 付近地番権利者の記載 IV 写しの作成年月日及び作成した者の氏名	法務局備えの写し 指定を受ける道路 部分は赤線で囲む。
4	求積図及び 求積表	1/200 以上	I 土地利用全体計画 II 道路面積 III 各宅地面積 IV その他（道路後退面積）	小数点3位以下切 り捨て、2位まで表 示 単位：㎡
5	計画平面図	1/200 以上	I 方位 II 計画敷地（道路と宅地部分）の境界 III 指定を受けようとする道路の位置、形状、勾配、 延長、幅員及び計画高 IV 計画敷地内の宅地割、宅地の地盤高、擁壁の位置 及びその構造 V 計画敷地内及び周辺の既存道路の位置（計画決定 した計画道路を含む） VI 計画敷地周辺の地形地物 VII 計画敷地内外の給水管の位置と側溝、雨水管及び 汚水管の位置並びにそれらの排水流末への接続 方法 VIII 切土及び盛土の色分け （切土－黄色、盛土－赤） IX 縦横断面線の符号 X その他	指定を受ける道路 部分は赤線で囲む。 小数点3位以下切 り捨て、2位まで表 示 単位：m
6	計画断面図	1/200 以上	I 断面位置（原則として図面5〔計画平面図〕にお ける縦横断面と同一線上のものとして、その符号 を記入）の形状、勾配、延長（水平および斜辺距 離）、幅員 II 切土及び盛土の高さ III 現況地盤高、計画地盤高 IV かけ、道路等の位置	
7	構造図	1/50 以上	道路、排水施設及び付帯施設の構造（道路、側溝、 柵、道路の雨水排水等）	
8	複合図	1/200 以上	I 指定を受けようとする道路と公道との複合図 II 市道の境界確定図	道路の位置の指定 に公道を含む又は、 横断する場合
9	その他の図	1/200 以上	橋及び溝渠関係図面 1) 平面図 2) 断面図 3) 構造図 4) 求積図（占用部分）	道路の位置の指定 が公共用水路等を 横断する場合
10	その他必要 な図面等		I 計画敷地内や指定を受けようとする道路に接す る土地に建築物等がある場合は確認時の敷地状 況図及び建築基準法の適合を確認したもの II その他（施設管理者が必要とするもの等）	

※4-Ⅱの「道路面積」は道路となる部分の面積とします。ただし、接続する道が法第42条第2項 道路の規定に該当する道である場合には、その後退部分は含みません。

※8、9については公道を含む等、公共用水路等を横断する場合に必要となります。この場合の指定道路については、道路管理者若しくは、公共用水路等の管理者と協議を行い、承諾を得られる場合に限ります。

道路位置指定の手続き【本申請】

1. 本申請の書類について

本申請は、道路の築造と宅地形態が終了した段階で行なうこととなります。宅地造成等規制法の許可、公道及び上下水道の自費施行あるいは建築基準法に基づく工作物（擁壁）の確認申請、その他関係する条例等の許可などが必要な場合は、道路位置指定の完了検査までに検査済証等の交付を受ける必要があります。

- (1) 本申請は、次表【表-2】に掲げる図書を作成して、申請することになります。
- (2) 本申請を提出した後、道路位置指定の完了検査を受けることになります。

【表-2】

No.	名称	内容	備考
1	道路位置指定申請書 道路位置指定通知書	建築基準法等施行取扱規則（以下「規則」といいます。）第3号様式	申請書(正) 通知書(副) 各1部
2	委任状	代理人の申請による場合	正・副各1部（副は写しでも可、以下同様とします。）
3	道路位置指定の承諾書	規則第4号様式 道路等となる土地の所有権等権利を有する者の同意	青地の場合は財務省の 払下げが必要です。 正・副各1部
4	既存私道の所有者の接続承諾	道路位置指定を受けようとする道路を既存私道に接続する場合、私道の管理者又は土地の所有者の同意	正・副各1部
5	私設排水施設の接続承諾	道路位置指定を受けようとする道路の排水施設の流末を私設排水施設に接続する場合、その接続する排水施設管理者又は土地の所有者の同意	正・副各1部
6	印鑑登録証明書	No.3～5で同意をした者の印鑑登録証明書	申請日から3か月以内のもの 正・副各1部
7	土地及び法人の登記事項証明書	No.3～5に掲げる土地の登記事項証明書 No.3～5に掲げる土地の権利者が法人であった場合は、その法人の登記事項証明書	申請日から1か月以内のもの 正・副各1部
8	道路位置指定図	規則第5号様式（A3以上） 記載事項は【表-3】のとおり	正・副各1部及び原図
9	道路確定測量図	指定を受けた道路に公道等が含まれる場合	2部（正1部及び管理

	道路維持修繕区分図 市道境界確定図	(A 3以上) 標準縮尺 1/250	者に1部) 及び原図
10	道路法第24条の承認書(写)	公道内の切り下げ、舗装、側溝、安全柵等の工事をする場合	正1部
11	公共下水道施設等の施設に関する工事等承諾書(写)	公共用水路、排水施設を工事する場合	正1部
12	その他必要な図書	農地転用届出書(受理済通知、受理済証明願等)、公共下水道敷地使用許可書等の写し	正1部

2. 申請書類の記入について

(1) 道路位置指定申請書(第3号様式)

- ①申請者は、原則として道路となる土地の所有者としてください。権利関係は土地の登記事項証明書で確認します。
- ②【2. 指定を受けようとする土地】欄には、道路となる土地の全ての地番(番号順)と地目を記入してください。
- ③【3. 指定を受けようとする道路の幅員】欄には、位置の指定を受けようとする道路の実測した幅員を記入してください。幅員が一定でない場合は、最小幅員から最大幅員(すみ切部分を除く。)を記入してください。
- ④【4. 指定を受けようとする道路の延長】欄には、位置の指定を受けようとする道路の起点から終点までの実測した道路中心線の水平距離を記入してください。

(2) 道路の位置の指定承諾書(第4号様式)【④～⑦については(3)(4)にも準用する。】

- ①道路となる土地及びその土地にある建築物若しくは工作物の権利者(共有名義の場合は、その全ての権利者)からの承諾書が必要になります。
- ②道路の(位置の指定・変更・廃止)承諾書の【位置の指定】を○で囲んでください。
- ③権利者の範囲は、所有権、地上権、貸借権、抵当権、根抵当権、永小作権、地役権、質権、先取特権等(仮登記を含む)の権利を有する者となります。
- ④権利者が未成年者等の場合は、民法上定められた法定代理人等の同意が必要になります。
- ⑤権利者の確認は、土地及び建物の登記事項証明書の記載事項により行います。
- ⑥承諾書の【印】欄には実印の押印が必要です。
- ⑦承諾書は複数でもかまいませんが、承諾年月日については、そこに記載される権利者すべての同意を得た日を記入してください。

(3) 既存私道の接続承諾(第4号様式)

- ①道路の土地が私道に接続して指定を受ける場合は、その接続する私道の管理者又は土地の権利者(所有権者のみとします。)の同意が必要となります。
- ②私道の管理者は、管理者確認書(任意様式)により確認します。
- ③道路の(位置の指定・変更・廃止)承諾書の【位置の指定・変更・廃止】を二重線で削除し、【道路接続】と記入してください。

(4) 道路の排水接続承諾書（第4号様式）

- ①道路の排水を私設排水施設に接続する場合は、その接続する部分の排水施設管理者又は土地の権利者（所有権者のみとします。）の同意が必要となります。なお、新規で民地を横断する私設排水施設を設置する場合は、その排水施設に係る土地の権利者（所有権者のみとします。）の同意が必要となります。
- ②排水施設管理者は、管理者確認書（任意様式）により確認します。
- ③道路の（位置の指定・変更・廃止）承諾書の【位置の指定・変更・廃止】を二重線で削除し、【排水接続】と記入してください。

(5) 印鑑登録証明書

- ①各承諾書の押印が、真正な権利者のものであることを確認するために規則で定める印鑑登録証明書の添付が必要です。
- ②印鑑登録証明書に記載されている住所が、登記事項証明書の住所と異なる場合は、住民票等により明確にすることが必要となります。
- ③印鑑登録証明書は、申請日（受付日）から3か月以内のものがが必要です。

(6) 登記事項証明書等

- ①承諾に必要な権利者を特定するために、各承諾書の土地及び建物の登記事項証明書が必要です。なお、管理者による承諾書を提出する場合は、管理を委任した土地の権利者（所有権者のみとします。）の登記事項証明書が必要です。
- ②権利者が法人であった場合は、法人の登記事項証明書が必要となります。
- ③登記事項証明書は、申請日（受付日）から1か月以内のものがが必要です。

(7) 道路位置指定図（第5号様式）

- ①道路位置指定図は、【表-3】に掲げる図書を作成し、申請することになります。
- ②道路位置指定図は、道路位置指定申請書（正・副）に各1部を綴じ込み、原図は折らずに提出してください。
- ③道路位置指定図の作図者欄には、作図者の住所・氏名を記入し押印をしてください。

【表-3】「道路位置指定図」：規則第5号様式の記載事項は次のとおりです。

No.	名称	標準縮尺	記載事項	備考
1	付近見取図 (案内図)	1/2500 程度	I 方位 II 道路の位置 III 目標となる地物	地名、代表地番を 記入する。
2	地籍図	1) 公図写	I 方位 II 道路計画地の境界線 III 写し作成年月日及び作成した者の氏名	法務局備えの写し 指定を受ける道路 部分は赤線で囲む。
		2) 地番表	道路及び接道敷地となる土地の地番、 地目、地積及び権利者の一覧表	
	3) 平面図 (敷地計画図、 給排水計画図、 高低測量図、 計画敷地 断面図含む)	1/200 以上	I 方位 II 指定を受けようとする道路の位置、延 長、幅員、形状、勾配及び計画高 III 計画敷地の境界 IV 計画敷地内の宅地割、面積、宅地の地 盤高、擁壁の位置及びその構造 V 計画敷地内及び周辺の既存道路の位 置(計画道路を含む) VI 計画敷地内の周辺の地形及び地物 VII 計画敷地内外の給水管の位置と側溝、 雨水管及び汚水管の位置並びにこれら の排水流末の接続方法(既存施設含む) VIII 等高線(2m以下の標高差を示すもの とする。) IX 擁壁等の許認可番号 X 地番境、地番等の表示	指定を受ける道路 部分は赤線で囲む。 小数点3位以下切 り捨て、2位まで表 示 単位：m
	4) 道路縦断面 図	1/200 以上	縦断面図(水平距離及び斜辺距離を記 入)	
	5) 構造詳細図	1/50 以上	道路横断面、排水施設、付帯施設の構 造	
	6) 求積図	1/200 以上	道路部分及び宅地部分の求積	単位：㎡

道路の位置の表示及び維持管理

1. 表示方法

道路位置指定の表示は、コンクリートその他の耐水材料で作られている側溝、縁石、その他これらに類するもので行うものとします。

2. 維持管理

- (1) 道路位置指定を受けた者は、その道路について、常に適正な状態を保つよう維持管理を行ってください。
- (2) 上記道路の所有権等権利を移転する場合には、移転を受ける者に維持管理等が継承されますので、移転する者は、内容について十分説明をしてください。
- (3) 道路位置指定後に、道路位置指定を受けた土地部分の分筆を行い、地目を「公衆用道路」に変更してください。

手続き

1. 指定の時期

道路位置指定は、所定の要件を満たした道路が築造され、申請図書の提出及び現地検査後、支障の無いものについて、横須賀市長が同指定を行います。（道路位置指定を受ける道路に構造的な不備がある場合、申請図書に不足のものがある場合などは、道路位置指定は受けられませんので注意してください。）

2. 通知及び公告

- (1) 道路位置指定申請者への通知は、法施行規則第10条に基づき、規則第3号様式（副本）道路位置指定通知書により通知をします。なお、通知をもって道路位置指定の指定日とし、道路としての効力が生じることとなります。
- (2) 道路位置指定申請書に基づき位置の指定をしたものは、法施行規則第10条に基づき横須賀市報に掲示し、公告をします。

3. 申請手数料について

道路の位置の指定申請は50,000円の申請手数料が必要となります。

[変更・廃止編]

道路の変更又は廃止の手続き

1. 道路の変更又は廃止について

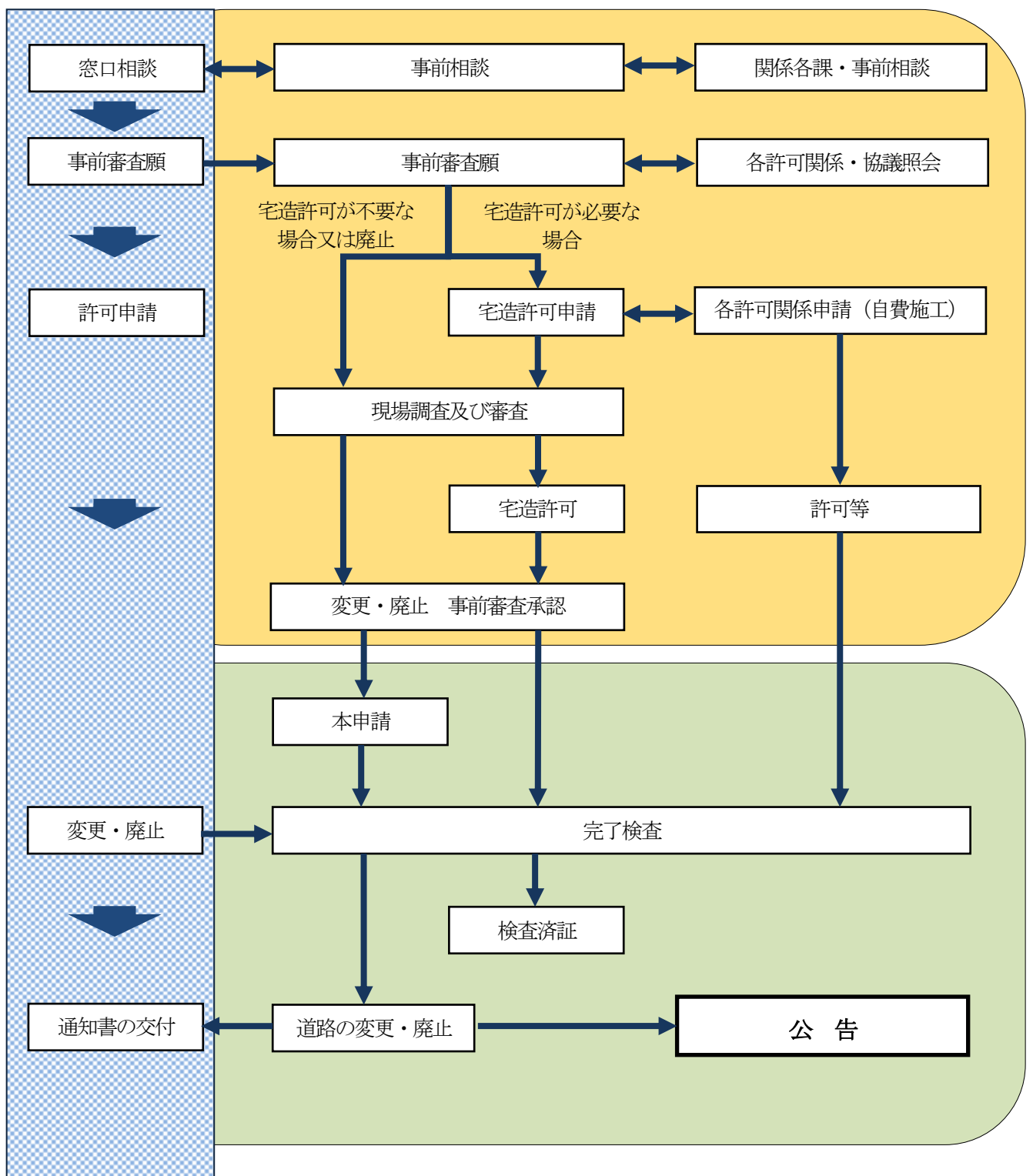
道路の変更又は廃止の手続きは、道路位置指定に係る手続きと同様の手順で行うこととなります。

変更とは既存の位置指定道路の道路幅員を変更すること。廃止とは道路の一部又は全部を廃止することです。

変更又は廃止ができる道路は、法第42条第1項第2号（建築基準法等施行取扱規則で定めるものに限る）から第5号まで、第2項及び第3項並びに法附則第5項となります。ただし、既存建築物及び当該道路に接する敷地の接道要件が不適合になる場合は、変更又は廃止をすることができません。また、市道を含む道路位置指定を受けた道路は、原則として廃止できませんが、道路管理者の承諾を得たものについては、状況に応じて廃止できる場合があります。

道路として存続させる必要性が失われた転回広場の廃止及び既存位置指定道路の避難通路の位置を変更する場合については、権利関係や利用実態により様々な状況が考えられるため、事前に建築指導課へご相談ください。

変更・廃止申請と関係手続きの流れ（建築指導課）



2. 道路の変更について

既存の位置指定道路の変更について必要な手続き及び申請等の書類は、道路位置指定と同様となります。ただし、道路の変更申請書及び通知書については、規則第6号様式を使用してください。

3. 道路廃止事前審査願の書類について

- (1) 道路廃止事前審査願（正、副）
- (2) 添付図面（正・副の各1部、【表－5】によるものとしますが様式は問いません。）

4. 道路廃止本申請の書類について

- (1) 本申請は、次表【表－4】に掲げる図書を作成して、申請することになります。
- (2) 本申請を提出した後、道路の廃止の完了検査を受けることになります。

【表－4】

No.	名称	内容	備考
1	道路廃止申請書 道路廃止通知書	規則第6号様式	申請書（正）通知書（副） 各1部
2	委任状	代理人の申請による場合	正・副各1部（副は写でも 可、以下同様とします。）
3	道路の廃止承諾書	規則第4号様式 廃止をする道路の土地及び、その道路に接する 土地、その土地にある建築物若しくは工作物の 権利を有する者の同意	正・副各1部
4	印鑑登録証明書	No.3で同意をした者の印鑑登録証明書	申請日から3か月以内の もの正・副各1部
5	土地及び法人の 登記事項証明書	No.3に掲げる土地の登記事項証明書 No.3に掲げる土地の権利者が法人であった場合 は、その法人の登記事項証明書	申請日から1か月以内の もの正・副各1部
6	道路廃止図	規則第5号様式（A3以上） 記載事項は【表－5】のとおり	正・副各1部及び原図

【表－5】「道路廃止図」：規則第5号様式の記載事項は次のとおりです。

No.	名称	標準縮尺	記載事項	備考
1	付近見取図 (案内図)	1/2500 程度	I 方位 II 道路の位置 III 目標となる地物	地名、代表地番を 記入してください。
2	現況図 (平面図・断面図)	1/200 以上	I 方位 II 等高線（1m以下の標高差を示すもの） III 廃止しようとする道路の位置[延長、幅員、形状、勾配及び地盤高] IV 既存道路の位置、幅員、種別 V 給排水施設の位置、形状 VI 既存建築物の位置 VII 地番境、地番等の表示 VIII 廃止する道路部分の土地利用計画（事前のみ） IX 断面図	廃止をする道路部分 は赤線で囲む。小 数点3位以下切り 捨て、2位まで表示 単位：m 廃止をする道路部 分は赤線で囲む。
3	公図写	1/500(600)	I 方位 II 廃止をする道路の境界線 III 写し作成年月日及び作成した者の氏名 IV 地番表（廃止する道路及び接する土地等の地番、地目及び権利者の一覧表）	法務局備えの写し 廃止をする道路部 分は赤線で囲む。
4	求積図	1/200 以上	廃止をする道路の求積図、求積表	単位：㎡

5. 申請書類の記入について

(1) 道路の廃止申請書（第6号様式）

- ①申請者は、原則として廃止をする道路の土地の所有者としてください。
- ②【2. 廃止・変更しようとする道路】欄には、廃止をしようとする道路の土地全ての地番（番号順）と地目を記入してください。
- ③【3. 廃止・変更しようとする道路の幅員】欄には、廃止をする道路の実測した幅員を記入してください。法第42条第2項に規定する道路の廃止をする場合の幅員は4.0mとしてください。
- ④【4. 廃止・変更しようとする道路の延長】欄には、廃止をする道路の起点から終点までの実測した道路中心線の水平距離を記入してください。

(2) 道路廃止承諾書（第4号様式）

- ①道路の廃止を行う場合は、廃止する道路の土地及び、その道路に接する土地、その土地にある建築物若しくは工作物の権利者からの承諾書が必要になります。なお、転回広場の廃止をする場合には、その他の権利者からの同意を求める場合があります。
- ②道路の（位置の指定・変更・廃止）承諾書の【位置の変更又は廃止】を○で囲んでください。
- ③権利者の範囲は、所有権、地上権、貸借権、抵当権、根抵当権、永小作権、地役権、質権、先取特権等（仮登記を含む）の権利を有する者となります。
- ④権利者が未成年者等の場合は、民法上定められた法定代理人等の承諾が必要になります。

- ⑤権利者の確認は、土地及び建物の登記事項証明書の記載事項により行います。
- ⑥承諾書の【権利者の住所氏名】欄は権利者の自筆とし【印】欄には実印が必要です。
- ⑦承諾書は複数でもかまいませんが、承諾年月日については、そこに記載される権利者すべての承諾を得た日を記入してください。

(3) 道路廃止図（第5号様式）

- ①道路廃止図は、【表-5】に掲げる図書を作成し、申請することになります。
- ②道路廃止図は、道路廃止申請書（正・副）に各1部を綴じ込み、原図は折らずに提出してください。
- ③道路廃止図の作図者欄には、作図者の住所・氏名を記入し押印をしてください。

6. 通知及び公告

- (1) 道路廃止申請者への通知は、規則第4条に基づき、規則第6号様式（副本）道路位置指定通知書により通知をします。なお、通知をもって道路廃止日とします。
- (2) 道路廃止申請書に基づき道路の廃止をしたものは、規則第4条に基づき横須賀市報に掲示し、公告をします。

7. 申請手数料について

道路の位置の変更申請には50,000円、廃止申請には30,000円の申請手数料が必要となります。なお、法第42条第1項第5号に規定する道路以外の道路の廃止申請には手数料は不要です。

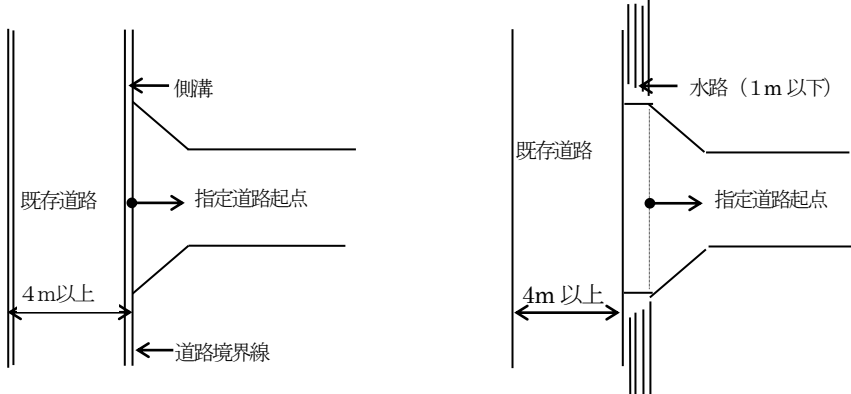
8. 職権による廃止

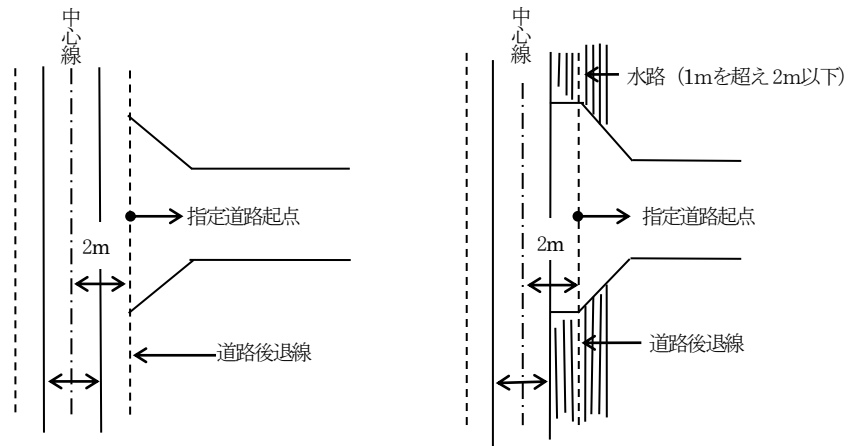
市長は下記のいずれかに該当する場合は、状況に応じて職権により指定道路の廃止をします。

- (1) 指定道路の全部が、同条第1項第1号道路等、指定の意義が失われた場合。
- (2) 指定後に道の築造が行われていない場合、又は、現に指定の基準に適合している道がない場合。

[指定基準編]

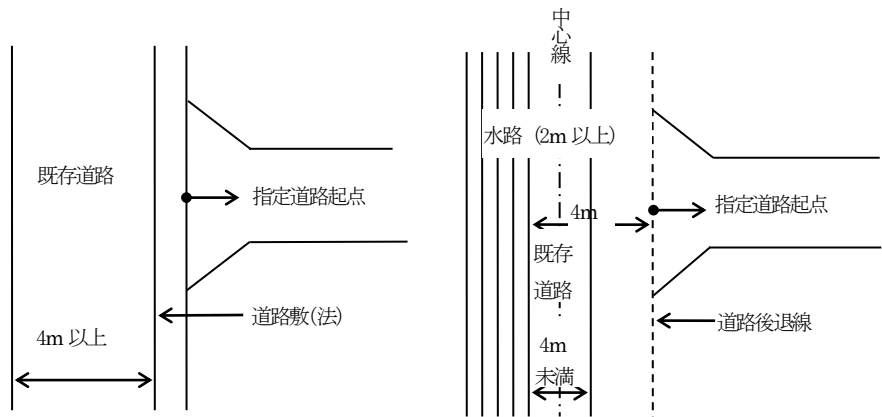
指定基準 - 1

<p>1 接続道路</p>	<p>位置の指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）は、法第42条第1項又は第2項の規定に基づく道路（以下「道路」という。）に接続していることが必要です。</p>
<p>2 宅地の規模及び形態</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 指定道路に接する宅地は3区画以上とし、区画の面積は100平方メートル以上が必要です。ただし現に建物が存する宅地においてはこの限りではありません。 2) 指定道路に接する宅地は原則として平地とし、がけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、擁壁の設置その他必要な措置を講ずることが必要です。また、宅地については、宅地造成等規制法の許可申請又は工作物（擁壁）の確認申請が必要な場合は当該許可等を受けることが必要です。 3) 架台（人工地盤）等により構築された宅地形態となる場合は、特定建築等行為条例第2条第1項第6号に規定する「がけ地建築物」に該当する場合に限り、また、適正な土地利用の調整に関する条例の基準に適合させることが必要です。 4) 利用宅地が高圧線下となる場合には電気工作物の規定に適合していることが必要です。 5) 指定道路により、既存建築物が建築基準法に不適合とならないことが必要です。 6) 道路に接する敷地は、原則、道路より高くなくてはなりません。ただし、雨水及び汚水を適正に排出するための下水施設を設ける場合はこの限りではありません。
<p>3 指定道路の起点等</p> <p>(1) 起点</p>	<p>指定道路の起点は、接続する既存道路の境界線とする。</p> 



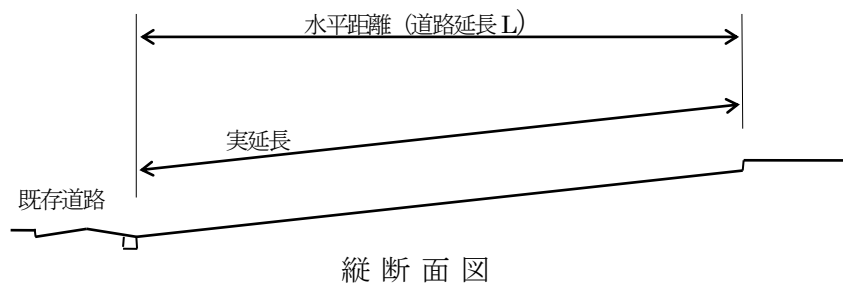
既存道路 4m 未満

既存道路 4m 未満

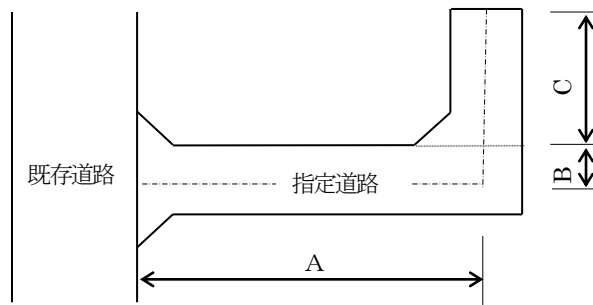


(2) 道路延長距離

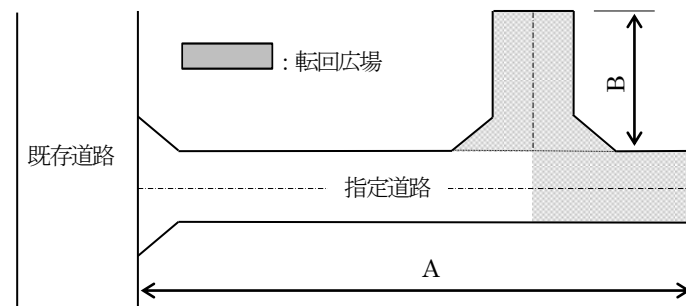
- 1) 道路の起点から終点までの道路中心線の水平距離の合計とする。



- ・道路に折れ曲りがある場合
道路の延長 $L=A+B+C$



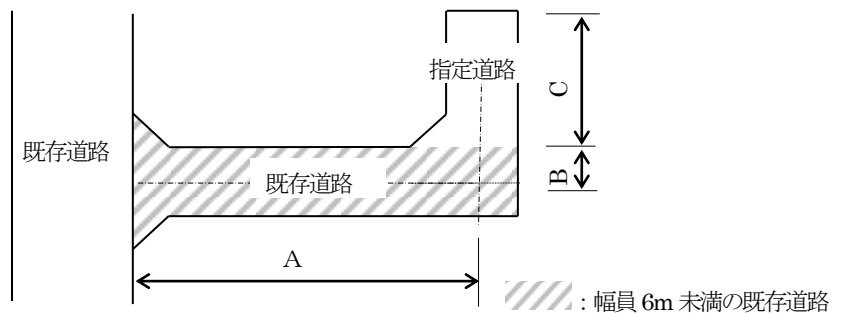
- ・転回広場がある場合
道路の延長 $L=A+B$



- 幅員6メートル未満の袋路状の既存道路（その一端のみが他の道路に接続したもの）に接続する場合は既存道路の延長を含むものとします。

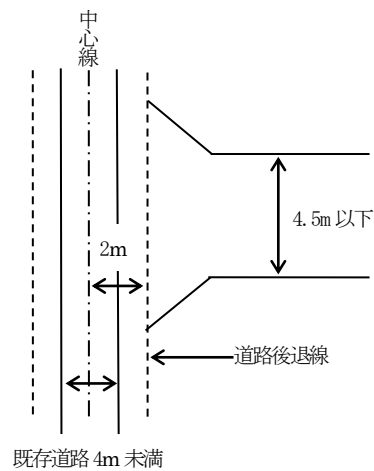
道路の延長 $L=A+B+C$

（道路の延長 L が35メートルを超える場合は、原則として終端及び区間35メートル以内ごとに転回広場が必要となります。）



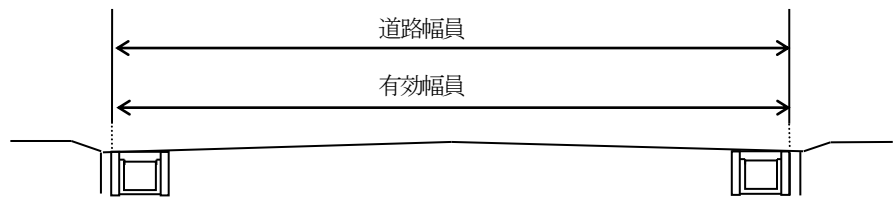
(3) 幅員

- 1) 接続する既存道路の幅員が4メートル以下の場合には、指定道路の幅員は4.5メートルが上限となります。

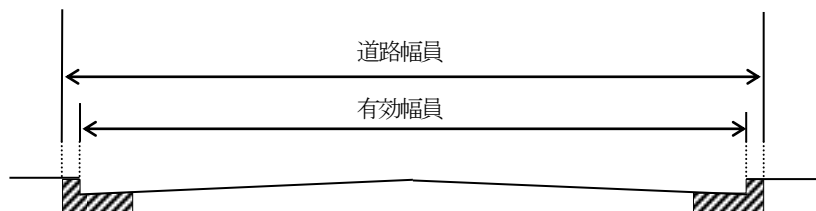


- 2) 指定道路が袋路状の既存道路に接続する場合は、指定道路の幅員は既存道路(幅員4メートル未満の道路を除く)の幅員以下であることが必要です。
- 3) 指定道路の幅員には側溝等の構造物を含みますが、有効4メートル以上であることが必要です。その測り方については以下の図を参考にしてください。

・両側側溝ふた掛の場合



・両側L型の場合



(4) その他

指定道路の幅員は一定とし、その終端は直角の形状となる必要があります。

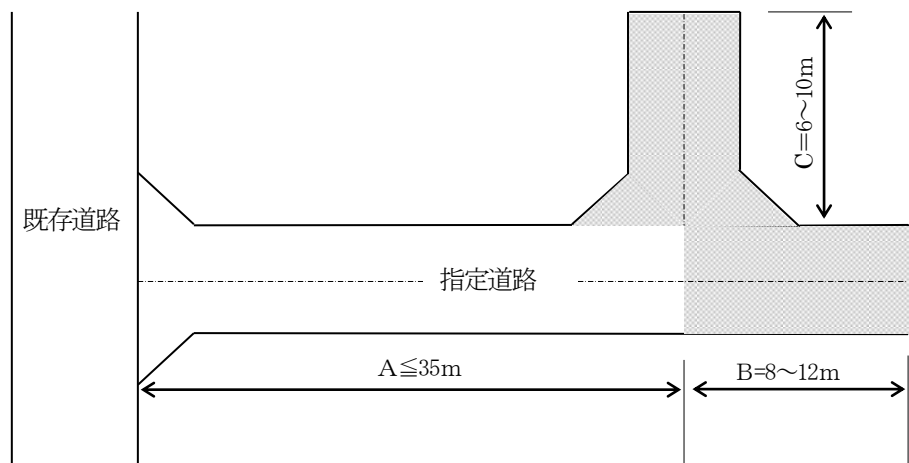
転回広場の設置

指定道路の延長が35メートルを超える場合には、終端及び区間35メートル以内ごとに転回広場を設ける必要があります。

1) 終端に転回広場を設ける場合

(道路の延長 $L = A + B + C$)

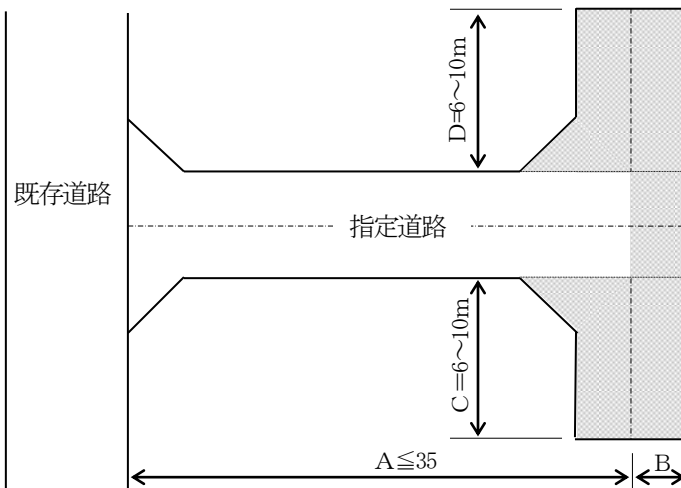
■ : 転回広場



2) 終端に転回広場を設ける場合

(道路の延長 $L = A + B + C + D$)

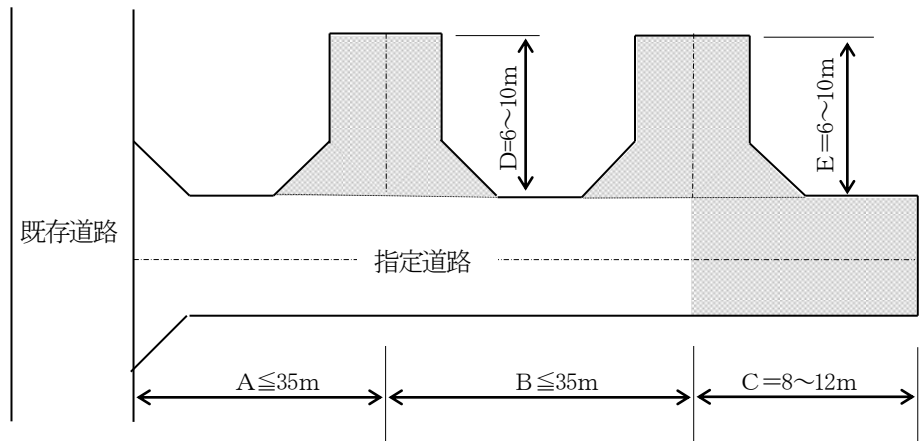
■ : 転回広場



3) 終端及び区間に転回広場を設ける場合

(道路の延長 $L = A + B + C + D + E$)

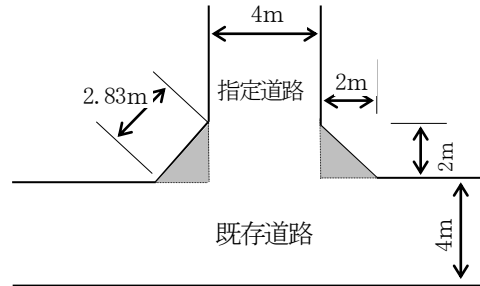
■ : 転回広場



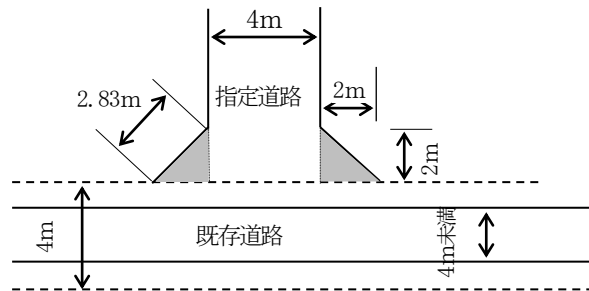
すみ切りの
基準

道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所においては、一辺の長さ2メートル以上の二等辺三角形のすみ切りを道路の一部として設ける必要があります。

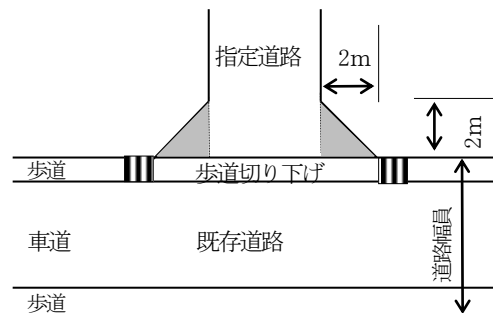
1) 基本形態



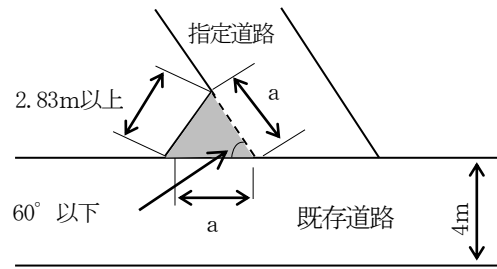
2) 既存道路が法第42条第2項に基づく道路の場合



3) 既存道路に歩道がある場合の、歩道の切り下げ又は切り開きはその道路管理者と協議し許可申請等の必要な措置を行ってください。



- 4) 交差部分が内角60度以下の屈曲する部分において、辺の長さを2.83メートル以上としたもの。

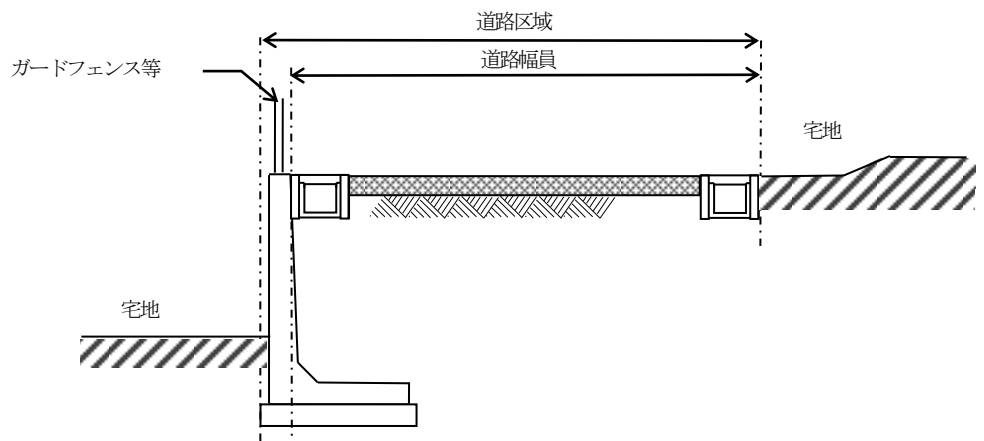


指定道路の構造

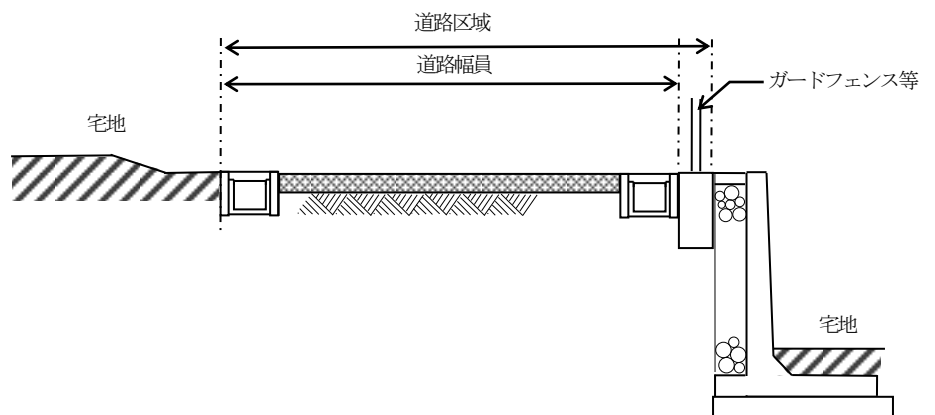
指定道路の構造は次のとおりとします。

- 1) 舗装は、アスファルト簡易舗装以上の構造とすることが必要です。
- 2) 縦断勾配の最大は原則として12%までとし、9%を超えるものは、すべり止め工法とすることが必要です。
- 3) 横断勾配は、2%を標準とします。
- 4) 架台（人工地盤）等により構築された構造でないことが必要です。
- 5) 道路が宅地等より高い（概ね1m）場合は、原則としてガードフェンス等の安全施設を道路区域に設けることが必要です。また、設置したガードフェンス等の基礎部分までを道路区域とします。その位置等については以下の図を参考としてください。

・L型擁壁の場合



・逆L型擁壁の場合



・練積み造擁壁の場合

※管理協定等により、道路を管理する人が擁壁を管理する場合でも、フェンス基礎部分までが道路区域となります。

その他

指定道路が交差点や道路交差する部分に接続する場合は、交通上の安全対策として、次の項目について協議をしてください。

- ① 「停止線」、「とまれ」の路面表示
- ② 視界確保に有効なミラーの設置
- ③ その他、実質的に見通しが得られる状況

指定基準 - 5

舗装

- 1) アスファルト舗装とした場合の標準断面図
- 2) コンクリート舗装とした場合の標準断面図

指定基準－6

1 排水設備

公共下水道の排水区域内における排水設備の接続方法、技術上の基準、施行方法及び構造の詳細については、「横須賀市下水道条例」、「横須賀市下水道条例施行規程」、「横須賀市排水設備指針」などによることとします。

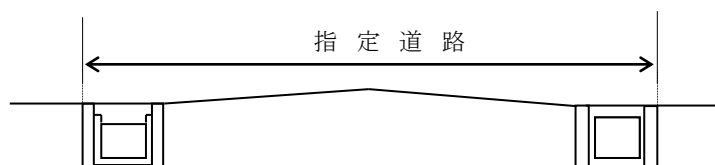
指定道路の区域が公共下水道の処理開始区域内である場合は、本市上下水道局と協議し分流式で下水道施設を築造します。(処理開始区域外であっても既設流末が管渠である場合は同様とします。)

ただし、排水施設の接続先の状況等においてやむを得ないと認められる場合は、この限りではありません。

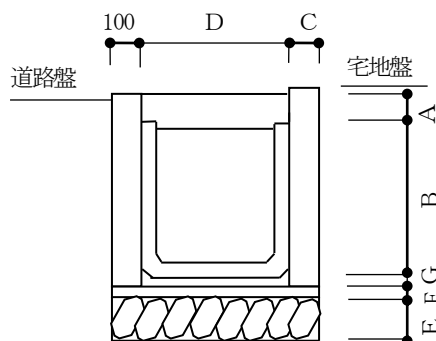
2 側溝等の基準

指定道路に設ける側溝等（舗装を含む）の構造は、原則「土木構造物標準設計図集」によることとします。

1) 側溝は、指定道路の両側に設ける必要があります。



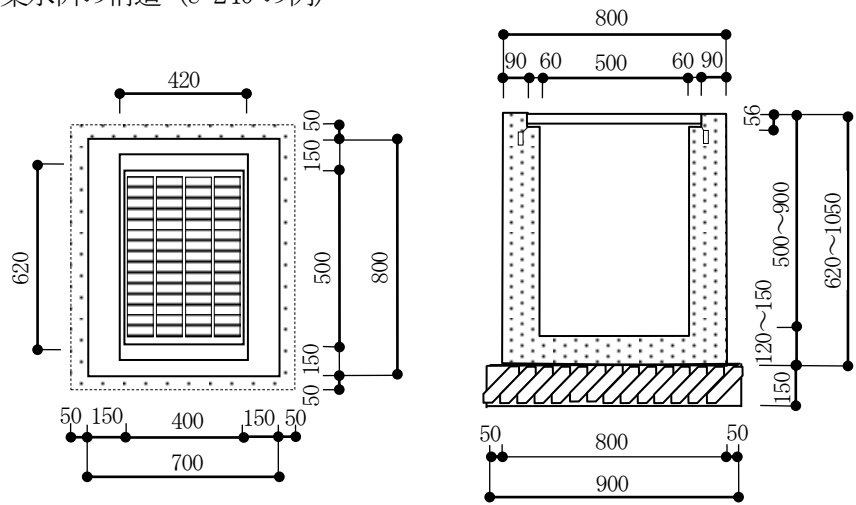
2) 側溝等の構造は、下記の図表を参考にしてください。



名称	A	B	C	D	E	F	G
240	85	290	100	330	100	50	10
300	85	300 360 425	100	400	100	50	10
360	85	365 425	100	460	100	50	10
450	100	520	100	560	100	100	10
600	100	680	100	740	100	100	10

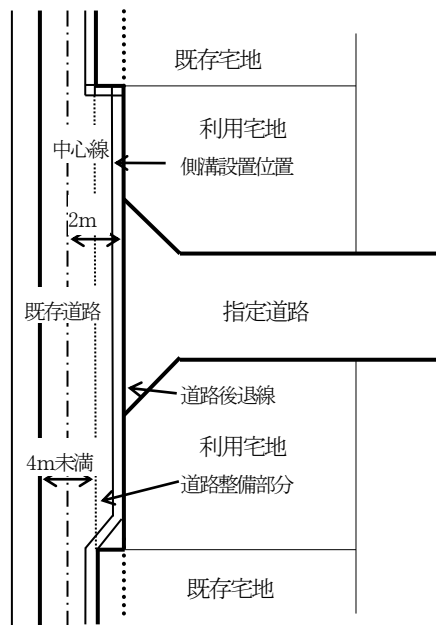
3) 指定道路の幅員の中に側溝を設ける場合は、3メートルに1箇所グレーチング蓋を配置し、その他の部分はコンクリート製蓋とします。

4) 集水枳の構造 (U-240 の例)



3 既存道路の排水溝

1) 法第42条第2項に接する利用宅地がある場合は、原則として後退した部分へ排水溝を設置し、後退部分は道路として整備する必要があります。既存道路に排水溝を設置できない場合は、指定道路の始点部分に横断側溝を設置する必要があります。



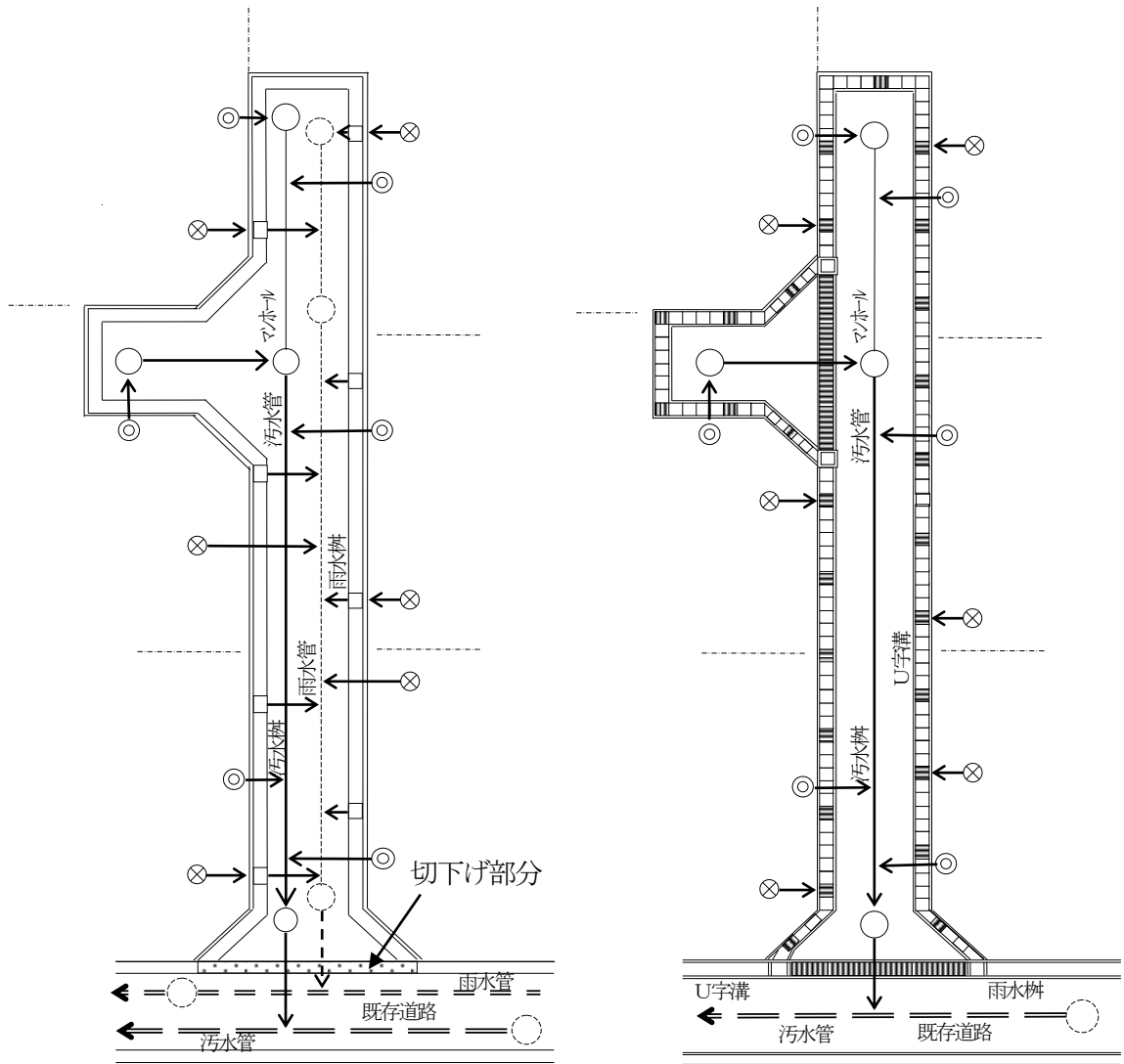
2) 指定道路の排水処理は、接続道路部分の既存の排水溝を改修し、グレーチング蓋の横断側溝により平坦に接続することを原則とします。

3) 指定道路が接続する既存道路の排水施設がU字溝 240 未満等で、排水処理に問題がある場合には、排水に支障のない部分まで整備をすることが必要となります。

4) 指定道路が接続する既存道路が市道であり掘さくまたは復旧をするものは、本市土木部「道路占用掘削及び復旧工事基準書」によることとします。

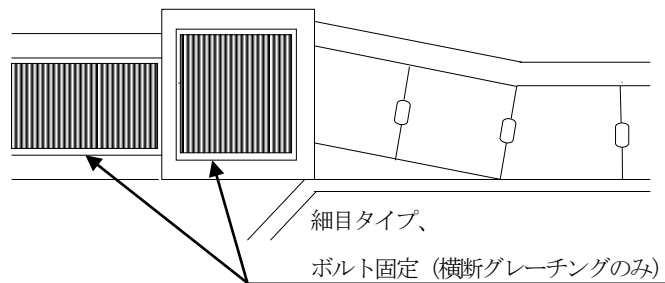
4 排水形態

道路指定を受けようとする道路の排水形態は、次のとおりとします。



1 排水形態（既設流末が管渠の場合）

2 排水形態（既設流末が污水管及びU字管の場合）



3 横断排水溝、集水枘及びU字側詳細

関係法令（抜粋）

1. 建築基準法

（道路の定義）

第42条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員4メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6メートル。次項及び第3項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

（1）道路法（昭和27年法律第180号）による道路

（2）都市計画法、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）、都市再開発法（昭和44年法律第38号）、新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）又は密集市街地整備法（第6章に限る。以下この項において同じ。）による道路

（3）この章の規定が適用されるに至った際に存在する道

（4）道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの

（5）土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

2 この章の規定が適用されるに至った際に建築物が立ち並んでいる幅員4メートル未満の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離2メートル（前項の規定により指定された区域内においては、3メートル（特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、2メートル。）以下この項及び次項において同じ。）の線をその道路の境界線とみなす。ただし、当該道がその中心線からの水平距離2メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離4メートルの線をその道路の境界線とみなす。

3 特定行政庁は、土地の状況に因りやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する中心線からの水平距離については2メートル未満1.35メートル以上の範囲内において、同項に規定するがけ地等の境界線からの水平距離については4メートル未満2.7メートル以上の範囲内において、別にその水平距離を指定することができる。

4 第1項の区域内の幅員6メートル未満の道（第1号又は第2号に該当する道については、幅員4メートル以上のものに限る。）で、特定行政庁が次の各号の一に該当すると認めて指定したものは、同項の規定にかかわらず、同項の道路とみなす。

(1) 周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認められる道

(2) 地区計画等に定められた道の配置及び規模又はその区域に即して築造される道

(3) 第1項の区域が指定された際現に道路とされていた道

5 前項第3号に該当すると認めて特定行政庁が指定した幅員4メートル未満の道については、第2項の規定にかかわらず、第1項の区域が指定された際道路の境界線とみなされていた線をその道路の境界線とみなす。

6 特定行政庁は、第2項の規定により幅員1.8メートル未満の道を指定する場合又は第3項の規定により別に水平距離を指定する場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

(私道の変更又は廃止の制限)

第45条 私道の変更又は廃止によって、その道路に接する敷地が第43条第1項の規定又は同条第2項の規定に基く条例の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。

2 第9条第2項から第6項まで及び第15項の規定は、前項の措置を命ずる場合に準用する。

2. 建築基準法施行令

(道に関する基準)

第144条の4 法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合においては、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

イ 延長（既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が35メートル以下の場合

ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

ニ 幅員が6メートル以上の場合

ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

- (2) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
 - (3) 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
 - (4) 縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
 - (5) 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。
- 2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。
- 3 地方公共団体は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

3. 建築基準法施行規則

(道路の位置の指定の申請)

第9条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他地形形状特記すべき事項

(指定道路等の公告及び通知)

第10条 特定行政庁は、法第42条第1項第4号若しくは第5号、第2項若しくは第4項又は法第68条の7第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 指定に係る道路（以下この項及び次条において「指定道路」という。）の種類
- (2) 指定の年月日
- (3) 指定道路の位置
- (4) 指定道路の延長及び幅員

2 特定行政庁は、法第42条第3項の規定による水平距離の指定（以下この項及び次条において「水平距離指定」という。）をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 水平距離指定の年月日
- (2) 水平距離指定に係る道路の部分の位置
- (3) 水平距離指定に係る道路の部分の延長
- (4) 水平距離

3 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

4. 告示

建設省告示1837号（昭和45年12月28日）

（建築基準法施行令の規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項第1号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 道の中心線から水平距離が2メートルをこえる区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則〔昭和26年運輸省令第74号〕別表第1に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ。）のうち最大なものが2台以上停車することができるものであること。
- (2) 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

道路位置指定等の関係書類

【建築指導課のホームページよりダウンロードする書式等】

(横須賀市ホームページ → 産業・まちづくり → 都市計画 → 土地・建物
→ 建築指導課ホームページ → 建築指導課データ集 → 「道路位置指定の
手引き」のこと)

- 1) 道路位置指定の手引き（本手引き）
- 2) 道路の位置の指定事前審査願
- 3) 道路の廃止事前審査願

【書式屋本舗（申請書ダウンロード）よりダウンロードする書式等】

(横須賀市ホームページ → ダイレクトメニュー → 書式屋本舗(申請書類)
→ 37.「都市部建築指導課」の書式 → 道路)

- 1) 道路位置指定申請書及び通知書（第3号様式）
- 2) 道路の位置の指定等承諾書（第4号様式）
- 3) 道路位置指定申請函面（第5号様式）
- 4) 道路位置廃止・変更申請書（第6号様式）
- 5) 開発区域内等の道路廃止・変更申請書（第6号様式の2）

[参考書式]